

機械等の取得価額等に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人名	( )
-------------	-------------	-------------	-------------	-----	-----

措法第42条の6第1項各号の該当号 (旧措法第42条の11第1項各号の該当号)	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事 業 種 目	2					
資 種 類	3					
産 機 械 装 置 等 の 名 称	4					
区 取 得 又 は 賃 借 の 年 月 日	5	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
分 指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円	円
得 法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る	8					
額 引 当 金 又 は 積 立 金 計 上 額						
差 引 改 定 取 得 価 額 ((7)-(8))又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9					
リ - ス 料 ( 月 額 )	10					
リ - ス 契 約 期 間 の 月 数	11	月	月	月	月	月
リ - ス 費 用 の 総 額	12	円	円	円	円	円
改 定 リ - ス 費 用 の 総 額 (12)× $\frac{60}{100}$	13					
機 械 装 置 等 の 概 要						

別表六の(七)付表 平十五・四・一以後終了連結事業年度分

## 別表六の二（七）付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項若しくは第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は平成15年改正前の措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第68条の15第2項若しくは第3項（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 平成15年旧措置法第68条の15第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合は、「措法第42条の6第1項各号の該当号1」欄の上段に「（旧法）」と記載します。

3 「種類3」及び「機械装置等の名称4」には、特定機械装置等又は特定機械等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。

4 「法人税法上の圧縮記帳による引当金又は積立金計上額8」には、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金として積み立てる方

法により経理したときに、その繰り入れた又は積み立てた金額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を記載します。

5 「差引改定取得価額  
 $((7) - (8))$ 又は $((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$ <sup>9</sup>」

は、措置法第42条の6第1項第1号若しくは第2号（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）又は平成15年旧措置法第42条の11第1項第1号若しくは第2号（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却）に掲げる減価償却資産にあっては「 $((7) - (8))$ 」を適用して計算した金額を、措置法第42条の6第1項第3号又は平成15年旧措置法第42条の11第1項第3号に掲げる減価償却資産にあっては、「 $((7) - (8)) \times \frac{75}{100}$ 」を適用して計算した金額を記載します。

6 「リース契約期間の月数11」は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。

7 「リース費用の総額12」には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。

8 「機械装置等の概要」には、減価償却資産が特定機械装置等又は特定機械等に該当することの詳細を記載します。